建築基準法・省エネ法改正に向けた説明会の質疑応答

質疑応答集　　・・・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー
消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律
（令和４年法律第69 号）に係る質疑応答集（3月5日時点）
審査マニュアル・・・2階建ての木造一戸建て住宅等の確認申請・
審査マニュアル
省エネの解説　・・・省エネ基準適合義務制度の解説

	問	答
1 省エネ法関係		
1	省エネ適判の判定機関を教えてほしい	佐賀県内を業務範囲とする登録建築物エネルギー消費性能判定機関については、一般社団法人住宅性能評価・表示協会HP（https://www.hyoukakyoukai.or.jp/shouene_tekihan/address.php）を参照してください。
2	店舗併用住宅の際は、省エネ適判の金額はどうなりますか	住宅部分と非住宅部分の手数料の合計金額となります。
3	BELSでZEHを取得した場合は省エネ適判の手続きを不要とできるか	BELSを取得した場合でも、省エネ適判手続きの省略等の措置はありません。 質疑応答集P19の1-7省エネ適判10のとおり
4	住宅に車庫等がくっついている建物でシャッターなど断熱できない建具がある場合で、住宅と車庫の壁に断熱すれば問題ないのかどうか	ビルトインガレージとなっている場合は、全体で省エネ基準に適合する必要があります。 確認申請書第４面の用途区分に従い異なる用途ごとに計算を行うことが基本となりますが、ビルトインガレージ付の戸建住宅は、全体を戸建て住宅と判断して計算することも差し支えないと考えられます。 質疑応答集P10の1-7省エネ適判10のとおり
5	神社・寺院のすべての建物について、庫裡や納骨堂も対象外ですか？	神社・寺院のうち、高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない場合は、対象外と考えます。なお、庫裡は住宅として取り扱うため、省エネの対象になります。 また、納骨堂で居室を有しないことにより空気調和設備を要しない場合は対象外と考えますが、判断に悩まれるものについては申請先へ相談をお願いします。
6	熱橋部分の例示を示してください。（木造住宅の例） また、省エネ仕様基準とする場合に示すべき内容を定型化することはできませんか	木造の熱橋部分は一般的に柱・間柱・横架材の木部などです。省エネ仕様基準で示す内容は、木造戸建住宅の仕様基準ガイドブックP6-7（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html）が参考となります。
7	新3号建築物の省エネ適合義務ありとありますが具体的な申請図書に記載が必要ですか。記載方法等は。	建築士による設計の場合、法第6条の4第1項第三号による審査・検査の省略対象となりますので、申請図書への記載は必要ありません。 なお、確認申請書第二面8欄「提出不要の欄」にチェックを入れて下さい。
8	完了検査時の検査内容について ・照明などのエネルギー消費に係る件については品番なども全て検査するのか。LEDであるかどうかの検査なのか。	検査の内容は省エネ基準の評価方法によって異なります。 国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html）の 建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシートを参照してください。
9	改正後平屋建　200㎡以下の建物（新3号建築物）については省エネ基準は審査されず届出も不要と考えておいていいのでしょうか。この場合も、基準への適合は義務と考えないでしょうか。	新3号建築物は、建築士が設計する場合、省エネ基準の審査を省略することができます。ただし、審査を省略する場合も、ご存知のとおり基準への適合は必要です。 なお、届出制度は廃止となるため、届出は不要です。

2 建築基準法関係		
10	新２号建築物の３００㎡以下の木造建築物について、上屋は仕様基準（壁量計算、接合部のN値計算等）を行い、基礎は許容応力度計算とする場合、提出図書は何が必要か。	建築物を仕様基準（壁量計算、接合部のN値計算等）で申請する場合は、審査マニュアルを参考に、必要な図書を提出してください。 また、基礎について、H12告示1347号第2の基準で構造計算をされる場合は、これまでどおり建築基準法施行規則により必要書類を添付して下さい。
11	筋かいの金物は階高3.2m以下の場合はこれまで通りH12建告1460号による仕様で構いませんでしょうか。 N値計算でも仕様でも支障ないか。	階高3.2m以下の場合の金物は、H12建告1460号の仕様によることができます。また、N値計算によることもできます。
12	着工とは遣方出しでしょうか。時期を教えてください。	「工事に着手」とは、「杭打ち工事」、「地盤改良工事」、「山留め工事」又は「根切り工事」に係る工事が開始された時点を指します。 質疑応答集P７の1-3 全面義務化の施行日関係5のとおり
13	3月末までに着工し、4月以降に完了検査を受ける物件については、法改正前の基準が適用されますか	施行日前（令和７年３月末まで）に着工した物件の完了検査については、着工日（法改正前）の基準が適用されます。
14	新３号の完了検査の際に必要な資料はこれまで通りと考えて良いのでしょうか？	新3号建築物の完了検査の際に必要な資料は、旧4号建築物と同様です。
15	検査時に必要な書類について、自主検査等の社内で作成する書類の必要な項目などがあればおしえてほしい（写真の必要数などもあれば）（筋交や金物の写真は全て資料を準備すべきか）	新２号建築物の完了検査時の必要書類については、審査マニュアルP152-P159（完了検査）を参考に書類の準備をお願いします。
4 気候風土関係		
16	気候風土適応住宅について、佐賀県での現在の取り組み状況、今後の可能性について教えてください。	現在佐賀県内の独自基準を策定中です。 策定後は、佐賀県・佐賀市のHPにてお知らせする予定です。